

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問（情）第129号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成16年1月7日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「道路管理者が通行禁止や通行制限を行っていないとしても、道路法及び車両制限令を適用すると、少なくとも普通車（車両の幅制限）は通行できないはずであるが、通行できるとした根拠（車両制限令を遵守しなくても構わないと判断し、申請人へ指示した根拠）」（以下「本件対象文書1」という。）、及び「通行禁止等の道路標識がないことと、道路台帳における管理（自動車交通不能）の事実、道路管理者が自動車の通行を前提としていないことを踏まえ、どのように法令を解釈したのかが具体的に分かる文書」（以下「本件対象文書2」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書1及び本件対象文書2について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下、本件対象文書1に対する処分を「本件処分1」、本件対象文書2に対する処分を「本件処分2」という。）を行い、それぞれ平成16年1月21日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年1月26日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分1及び本件処分2を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

平成16年1月21日付け東広建竹第318号及び同日付け東広建第319号による行政文書不存在通知書は、道路法並びに車両制限令に違反する進入路であり、かつ、当該進入路の唯一の入口である峠橋との接合部分に高さ約50cmの段差がある道路を通行

できるとした法的根拠を記載した文書は当然あるべきと考えられることから、開示すべき文書を故意に隠匿している疑義がある。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

異議申立人が開示を求めている文書は、道路法及び車両制限令の規定、並びに市道峠郷線の道路台帳の記載にかかわらず、本件進入路を通行できるとした法的根拠が記載された文書であると認められる。

異議申立人が主張する道路法及び車両制限令が、それらの法令のどの条項を指すものであるかは開示請求書からは判然としないが、道路法第47条に基づく車両制限令第6条では、道路を通行しうる車両の幅の制限が規定されている。

また、市道峠郷線の道路台帳によれば、①起点（県道吉名停車場線との交点）から、32.6m地点までの区間は、車道幅員2.00m、路肩幅員1.00m②同地点から橋梁設置箇所付近である53.55m地点までの区間は、車道幅員1.40m、路肩幅員1.00mとなっており、いずれの区間も備考欄に自動車交通不能と記載されている。

しかしながら、砂防指定地内制限行為及び砂防設備占用許可申請の審査に当たっては、申請図書や申請箇所付近における現地調査の結果から、本件進入路の幅員が2.4mあり、通行禁止や通行制限の措置も行われていないため普通車程度の車両の通行は可能であり、また、容認されているものと判断したものである。

したがって、異議申立人が開示を求めている文書については、作成又は取得していない。

以上のとおり、条例第2条第2項に定める行政文書として、異議申立人の主張の趣旨に合致するものは存在しないため、開示することができないとした本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求の背景について

実施機関の説明によると、異議申立人は、平成15年4月22日付けで異議申立人の関係者が、東広島地域事務所長（以下「所長」という。）に対し、砂防指定地内河川（以下「砂防河川」という。）郷川へ橋梁の設置を行うため、砂防指定地内制限行為及び砂防設備占用許可申請を行い、これらの申請に対し、所長は、橋梁設置の必要不可欠性の有無を審査した上で、これらの申請については、橋梁を設置しなくても、利用可能な進入路（竹原市道峠郷線。以下「本件進入路」という。）があることから、必要不可欠性が認められないと判断し、同年7月7日付けで不許可処分（以下「本件不許可処分」という。）を行ったという。

本件不許可処分は、本件進入路を自動車で行くことが可能であることを前提としているのに対し、異議申立人は、法令や道路管理者の見解によると本件進入路を自

動車で通行できないはずであると主張しているため、通行できるとする根拠の開示を求め、本件請求を行ったものである。

2 本件処分1について

(1) 本件処分1は、本件進入路について、異議申立人が「道路法（昭和27年法律第180号）及び車両制限令（昭和36年政令第265号）を適用すると、少なくとも普通車（車両の幅制限）は通行できないはずである」ことを前提として、それらの法令にもかかわらず本件進入路を通行できるとした根拠（本件対象文書1）の開示請求を行ったのに対し、実施機関がそれを作成していないため不存在としたものである。

(2) 実施機関は、砂防指定地内制限行為申請等の審査に当たって、「申請図書や申請箇所付近における現地調査の結果から、本件進入路幅員が2.4mあり、通行禁止や通行制限の措置も行われていないため普通車程度の車両の通行は可能であり、また、容認されているものと判断した」ため、本件対象文書1を作成していないと説明する。

また、当審査会の調査によると、所長は、本件不許可処分に対する審査請求の平成15年9月12日付け東広建竹第51号の弁明書（以下「弁明書」という。）において、「竹原市内では、市街地域外の家屋が集まって形成されている集落内における、狭小ないわゆる生活道路においては、道路法第47条第2項及び車両制限令の規定にかかわらず、路肩部分を含め道路幅員を一杯に使って自動車を通行させることは、一般に行われている。これに対しては、特に必要がある場合を除いて、道路管理者が、通行禁止や通行制限等の措置を行っていない実態がある。よって、本件進入路についても、生活道路として自宅への出入り等のため道路幅員より車幅の小さい普通車程度を通行させることは可能であると判断したものである。」と説明している。

なお、実施機関が諮問第103号で当審査会に提出した理由説明書によると、市道管理者である竹原市の見解は、「本件進入路のような狭隘な箇所でも車種によれば通行しているという現実から、本件進入路についての通行禁止の措置は行っていない。」ということである。

(3) 道路法第47条第1項では、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両の幅、重量、高さ、長さ等を政令で定めることとしており、この規定を受けて、具体的な車両の制限を定めたのが車両制限令である。

道路法第47条第2項では政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならないとし、同法第47条の3第1項において、道路管理者は、同法第47条第2項の規定に違反して車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止等について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができることとされている。

(4) 当審査会は、本件進入路に普通車程度の自動車を通行させることの是非について

判断するものではないが、現実的には、地域住民の利便性を考えて、狭小な生活道路であっても、一律に自動車の通行禁止や通行制限を行っていない実態があることから、道路管理者である竹原市の「本件進入路のような狭隘な箇所でも車種によれば通行しているという現実から、本件進入路について通行禁止の措置は行っていない。」という見解を否定する理由はない。

現に通行禁止等の措置が行われておらず、かつ現地調査の結果に基づき実施機関が「普通車程度の車両の通行は可能であり、また、容認されていると判断した」ことと、上記理由とを総合的に勘案すれば、本件対象文書1を作成又は取得していないとする実施機関の主張は不自然ではない。

- (5) したがって、実施機関が、本件対象文書1は不存在であるとして、本件処分1を行ったことは妥当である。

3 本件処分2について

- (1) 本件処分2は、本件進入路の道路管理者である竹原市が作成した道路台帳に「自動車交通不能」と記載されていることから、異議申立人が「道路管理者が自動車の通行を前提としていない」と認識し、どのように法令を解釈したのかが具体的に分かる文書（本件対象文書2）の開示請求を行ったのに対し、実施機関は作成又は取得してないため、不存在としたものである。

- (2) 確かに竹原市の道路台帳には、本件進入路について「自動車交通不能」と記載された箇所がある。しかし、前記2の(4)で述べたように、実施機関が「普通車程度の車両の通行は可能であり、また、容認されていると判断した」ことを否定する理由はない。

よって、本件対象文書2を作成又は取得していないという実施機関の主張は不自然ではない。

- (3) したがって、実施機関が、本件対象文書2は不存在であるとして、本件処分2を行ったことは妥当である。

4 その他

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 3. 10	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
21. 11. 5	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
22. 3. 31	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
23. 9. 29	・ 異議申立人から意見書を収受した。
23. 10. 7	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
24. 5. 30 (平成 24 年度第 2 回)	・ 諮問の審議を行った。
24. 6. 27 (平成 24 年度第 3 回)	・ 諮問の審議を行った。
24. 7. 25 (平成 24 年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
24. 8. 29 (平成 24 年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。
24. 9. 26 (平成 24 年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。
24. 10. 24 (平成 24 年度第 7 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第3部会】

緒 方 桂 子	広島大学大学院教授
野 崎 亜紀子	広島市立大学准教授
山 本 一 志 （ 部 会 長 ）	弁護士